

樞密院會議筆記

一 商工省官制改正ノ件
一 臨時商工省ニ振興部ヲ設置スルノ件

一 物價局官制
一 工業組合事務官ノ特別任用ニ關スル

一 商工省物資調整官ノ特別任用ニ關スル

一 昭和十三年勅令第五百四十八號商工

省物價事務官等ノ特別任用ニ關スル
件中改正ノ件

議
昭
和
十
四
年
六
月
七
日
（水曜日）午前十時十五分開
議
聖
上
臨
御

出席員

近衛議長

原 副議長

大臣

平沼内閣總理大臣 五番

米内海軍大臣 六番

鹽野司法大臣 七番

荒木文部大臣 八番

八田商工大臣 十一番

廣瀨厚生大臣 十四番

石渡大藏大臣 十五番

小磯拓務大臣 十七番

顧問官

金子顧問官 二十番

河合顧問官 廿二番

鈴木實太郎顧問官 廿三番

石井顧問官 廿四番

有馬顧問官 廿五番

窪田顧問官 廿六番

鈴木六郎顧問官 廿七番

石塚顧問官 廿八番

清水顧問官 廿九番

藤澤顧問官 三十番

南顧問官 卅二番

田中顧問官 卅三番

奈良顧問官 卅四番

荒木顧問官 卅五番

松井顧問官 卅六番

菅原顧問官 卅七番

松浦顧問官 卅八番

潮 顧問官 卅九番

林 (賴三郎) 顧問官 四十番

深井顧問官 四十一番

關席員

親王

雍仁親王 一番

宣仁親王 二番

崇仁親王 三番

載仁親王 四番

大臣

木戸内務大臣 九番

板垣陸軍大臣 十番

有田外務大臣 十二番

前田鐵道大臣 十三番

櫻内農林大臣 十六番

田邊遞信大臣 十八番

顧問官

黒田顧問官

廿一番

林(勲)顧問官

卅一番

委員

黒崎法制局長官

入江法制局参事官

村瀬商工次官

新倉商工省商務局長

寺尾貿易局長官

竹内臨時物資調整局長官

報告員

鈴木(貫太)審査委員長

書記官長

村上書記官長

書記官

堀江書記官

高辻書記官

議長(近衛)之ヨリ會議ヲ開ク

商工省官制改正ノ件

臨時商工省ニ振興部ヲ設置スルノ件

物價局官制

工業組合事務官ノ特別任用ニ關スル件

商工省物資調整官ノ特別任用ニ關スル件

昭和十三年勅令第五百四十八號商工省物

價事務官等ノ特別任用ニ關スル件中改正

ノ件

以上六件ヲ一括シテ議題ニ供シ第一讀會ヲ

開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ報告ヲ求ム

報告員(鈴木) 今回御諮詢ノ商工省官制改正ノ

件外五件ニ付本官等審査委員ヲ命ゼラレ去

月三十日及本月一日委員會ヲ開キテ國務大

臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽キ以テ之ガ查覈ヲ

遂ゲタリ

當局ノ説明ニ依レバ商工省官制ノ現行規定

ニ於テハ同省ニ商務、工務、鑛山、保險、統制ノ五

局ヲ置キ夫レ々々商事ニ關スル事務、工業並

ニ度量衡及計量ニ關スル事務、鑛山及地質ニ

關スル事務、保險ニ關スル事務、重要ナル産業

統制及産業合理化ニ關スル事務ヲ掌ラシム

ルコトトシ別ニ臨時物資調整局官制ニ依リ

同省ノ外局タル臨時物資調整局ヲシテ時局

ニ緊要ナル各種物資ノ需給調整ニ關スル事

務ヲ掌ラシムルコトトセリ然ルニ現下非常

時局ノ進展ニ伴ヒ物資ノ需給調整、生産力ノ

擴充、輸出ノ振興、其ノ他商工行政ニ於ケル各

般ノ施設ハ愈々其ノ重要性ヲ增加シ迅速圓

滑且徹底的ニ之ヲ遂行スルノ必要益々切實
 ヲ告グルニ當リ現行官制ニ於ケル行政機構
 ヲ以テシテハ一物資ニ關スル事務が屢々數
 部局ニ分屬シ爲メニ官民共ニ不便ヲ蒙ルコ
 ト少カラズ其ノ他從前ノ機構ハ商工行政ノ
 機能ヲ發揮シ善ク其ノ效果ヲ擧グルニ適セ
 ザルモノアリ之ヲ一變シテ各種ノ物資ニ付
 其ノ生産ヨリ配給ニ至ル迄ノ事務ヲ一貫シ
 同一部局ヲシテ之ヲ掌理セシムルヲ主義ト
 シ而カモ各部局相互間ノ協調綜合ヲ全クス

ルノ趣旨ニ依リ部局ノ構成ヲ定ムルヲ可ト
 ス又曩ニ當面ノ必要ニ應ジ商工省ニ臨時ニ
 轉業對策部ヲ置キ物資需給調整ニ伴フ產業
 ノ維持及轉換ニ關スル事務ヲ掌ラシムルコ
 トトシタルガ此ノ事務ト中小商工業ノ振興
 ニ關スル其ノ餘ノ事務トハ密接ノ牽聯アル
 モノナルガ故ニ同一ノ部局ニ於テ併セテ之
 ヲ掌理スルヲ可トシ之ガ爲メ轉業對策部ヲ
 廢シテ振興部ヲ置クコトトス更ニ又物價ノ
 公定其ノ他ノ物價對策ニ關スル事務ハ現ニ

商工省商務局ニ於テ之ヲ兼掌シタルモ此ノ
 事務ハ時局ノ進展ニ伴ヒテ頗ル重要化シ徹
 底的ニ之ヲ遂行スルノ要アリ且其ノ關係ス
 ル所多岐ニ互リ同省内外ノ部局ニ交渉アル
 コト少カラズシテ有力ナル機關ヲシテ之ヲ
 擔當セシムルヲ可トスルニ由リ新ニ商工省
 ノ外局トシテ物價局ヲ設置スルコトトス乃
 チ當局ニ於テハ此等ノ議ヲ決シ茲ニ本案ノ
 商工省官制ノ改正竝ニ振興部及物價局ノ各
 官制ヲ立案シ之ニ關聯シテ特殊ノ職員ノ特

別任用ニ關スル規程ヲ立案シタルナリ
 今本案各件ノ要旨ヲ摘述スレバ大凡左ノ如シ
 第一 商工省官制改正ノ件ハ形式上現行商
 工省官制ノ全部改正ナルモ其ノ主眼ハ前
 述ノ如ク部局ノ構成ヲ變更スルニ在リテ
 實質上現行規定ト異ナル所ノ要點ヲ擧グ
 レバ同省内ニ於ケル商務、工務、鑛山、保險及
 統制ノ五局ヲ廢シ之ニ代フルニ總務、鑛產、
 鐵鋼、化學、機械、纖維及監理ノ七局ヲ以テシ
 總務局ニ於テハ物資ノ生産及配給ノ綜合

計畫ノ設定其ノ他重要商工政策ノ綜合調
 整ニ關スル事務、鑛産局ニ於テハ他ノ主管
 ニ屬スルモノヲ除クノ外、鑛物及金屬ニ關
 スル事務、鐵鋼局ニ於テハ鐵鑛及鐵鋼ニ關
 スル事務、化學局ニ於テハ他ノ主管ニ屬ス
 ルモノヲ除クノ外、化學工業品其ノ他工業
 品ニ關スル事務、機械局ニ於テハ機械並ニ
 度量衡及計量ニ關スル事務、纖維局ニ於テ
 ハ纖維工業品ニ關スル事務、監理局ニ於テ
 ハ保險ニ關スル事務及他ノ主管ニ屬スル

モノヲ除クノ外、商事ニ關スル事務ヲ掌ル
 モノトシ、同省ノ職員ニ於テ工業組合ニ關
 スル事務増加シタルニ由リ、其ノ事務ヲ掌
 ラシムル爲メ、新ニ奏任ノ工業組合事務官
 專任二人ヲ置クノ外、技師、屬及技手ノ專任
 定員ニ若干ノ増減ヲ施スニ在リ而シテ、同
 省外局ノ臨時物資調整局ノ所掌事務ハ他
 ノ關係部局ニ於テ之ヲ掌理スベキニ由リ
 同局官制ハ之ヲ廢止ス

第二 臨時商工省ニ振興部ヲ設置スルノ件

ハ前述ノ如ク從前商工省内ニ臨時ニ設置シタル轉業對策部ニ代フルニ振興部ヲ以テスルコトヲ定ムルモノニシテ即チ中小商工業ノ統制及助長物資需給調整ニ伴フ産業ノ維持及轉換其ノ他中小商工業ノ振興ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲メ臨時ニ商工省ニ振興部ヲ設置シ同部所屬ノ職員トシテ勅任ノ部長一人奏任ノ書記官事務官理事官及技師並ニ判任ノ屬及技手各專任若干人ヲ置キ部長ハ商工大臣ノ命ヲ承

ケ部務ヲ掌理スルモノトシ外ニ部務ニ參與セシムル爲メ振興部參與ヲ置キ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ジ學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トシ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖之ヲ解任スルコトヲ妨ゲザルモノトシ轉業對策部ノ設置ニ關スル勅令ハ之ヲ廢止ス

第三 物價局官制ハ前述ノ如ク商工省所管

ノ物價對策ニ關スル事務ノ爲メ新ニ同省外局トシテ設置スル物價局ノ組織權限ヲ定ムルモノニシテ即チ物價局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ物價統制ニ關スル事務ヲ掌ルモノトシ同局ノ長官ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充テ同局ニ勅任ノ次長一人奏任ノ事務官物價事務官及技師竝ニ判任ノ屬及技手各專任若干人ヲ置キ其ノ外商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得シメ又局

務ニ參與セシムル爲メ同局ニ參與ヲ置キ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズルモノトシ長官以下常務職員ノ職掌ヲ定ム以上各件官制ノ施行ニ伴フ經費ハ既ニ本年度歲出豫算ニ於テ之ヲ整理計上シタリ
第四 工業組合事務官ノ特別任用ニ關スル件
前述ノ工業組合事務官ハ其ノ職任ニ鑑ミ其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ

限定スベカラズシテ之ニ對シ特別任用ノ
途ヲ開クノ要アルニ由リ本件ヲ以テ産業
組合事務官ノ特別任用規程ノ例ニ倣ヒ新
ニ規程ヲ設ケ工業組合事務官ハ三年以上
地方産業職員制ニ依ル奏任官待遇ノ職ニ
在リテ工業組合ニ關スル事務ニ從事シタ
ル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ
特ニ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト爲サ
ントス

第五 商工省物資調整官ノ特別任用ニ關ス

ル件

今般別案ノ勅令ニ依リ軍需ニ供スベキ物
資ノ需給ノ調整ニ關スル事務ニ從事セシ
ムル爲メ商工省ニ設置セラルル物資調整
官ハ其ノ職任ニ照シ陸海軍武官ヨリ之ヲ
任用スルノ必要アリテ之ガ爲メ特別任用
ノ制ヲ立ツルノ要アルニ由リ本件ヲ以テ
新ニ規程ヲ設ケ商工省物資調整官ハ其ノ
職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中
ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ

任用スルコトヲ得ルモノトシ此ノ任用ニ
實際上ノ支障ナカラシムル爲メ此ノ規定
ニ依リ任用セラルル者ニハ高等官官等俸
給令第四條所定ノ高等文官初級官等ノ制
限ヲ適用セザルコトトセントス

第六 昭和十三年勅令第五百四十八號商工

省物價事務官等ノ特別任用ニ關スル
件中改正ノ件

前述ノ官制改正ニ伴ヒ従前ノ商工省物價
事務官ハ廢セラレテ物價局物價事務官が

之ニ代ルコトト爲リタルニ由リ本件ヲ以
テ商工省物價事務官ノ特別任用規程ヲ改
メテ其ノ儘物價局物價事務官ニ關スルモ
ノト爲サントス

按ズルニ現下ノ時局ニ即應シテ有效適切ナ
ル諸般ノ經濟國策ヲ遂行スル爲メ商工行政
ニ於ケル各般ノ施設ハ倍々重要ト困難ヲ加
フルノ秋ニ方リ其ノ事務ヲ一層圓滑ニ處理
シ其ノ機能ヲ發揮スルニ遺憾ナカラシメ又
當面ノ必要ニ應ジテ物價ノ統制ヲ強化シ中

小商工業ノ振興ヲ徹底スルノ趣旨ニ基キ本案第一乃至第三ノ改正官制ヲ以テ商工省ノ内外ニ互リ部局ノ機構ヲ一新シ同省所管事務ノ分配ヲ一變セントスルハ其ノ趣旨ニ於テ之ヲ是認スベク其ノ規定ノ條項ニ付テモ亦別ニ支障ノ廉ヲ認メズ其ノ餘ノ三件ハ官制ノ改正ニ伴ヒ特殊ノ高等文官ニ付實際ノ必要ニ因リ新ニ特別任用ノ規程ヲ設ケ又ハ其ノ從前ノ規程ヲ整理セントスルモノニシテ孰レモ之ヲ是認スルヲ妨ゲズ但ダ本案官

制ノ改正ハ商工部内ノ機構ニ於テ從來多ク其ノ例ヲ見ザル變更ヲ生ゼシムルモノナルが故ニ特ニ現下ノ時局ニ於ケル商工行政ノ重要性ニ考ヘ其ノ運用ニ關シ當局ニ於テ周到ナル用意ヲ爲スノ要アルコト言テ俟タズ殊ニ改正商工省官制ニ於テ事務ノ對象タル物資ノ種別ニ依リ分局ヲ定メタルハ一面處務上ノ利便アルベキモ他面動モスレバ各局間ノ連絡ヲ缺キ調和ヲ失フノ虞ナキニアラズ之ニ備フル爲メ別ニ總務局ノ設アリト雖

運用宜シキヲ得ルニ非ザレバ時ニ豫期ニ反
スルノ結果ヲ生ズルコトナキヲ保セズ當局
ニ於テハ常ニ其ノ間ニ慎重ノ注意ヲ拂ヒ最
善ノ努力ヲ怠ラズ以テ能ク所期ノ效果ヲ收
ムルニ至ランコト本官等ノ切ニ希望スル所
ナリ仍テ審査委員會ニ於テハ本案ノ六件ハ
總テ原案ノ通り之ヲ可決セラレ然ルベキ旨
此ノ希望事項ト共ニ全會一致ヲ以テ議決シ
タリ
右審査ノ結果ヲ報告ス

機
密
院

三十七番(管原) 茲ニ議題ト爲レル商工省官制
改正ノ件外五件ニ付テハ本官ニ於テモ審査
委員長ノ報告通り別段ノ異議ヲ有セズ唯ダ
本官ハ本案ノ諸件ニ關連シテ更ニ希望ヲ陳
べ之ニ對スル政府ノ所見ヲ伺ヒタシ即チ大
正十四年勅令第四十號ヲ以テ制定セラレタ
ル商工部内臨時職員設置制ハ商工部内ニ其
ノ臨時ノ事務ヲ處理セシムル爲メ臨時ノ職
員ヲ置カントスルモノナリ而シテ本官ノ調
査シタル所ニ依レバ臨時ノ事務ナルモノハ

區
密
院

事項別ニシテ凡ソ六十有餘ニ互リ之ヲ處理スル臨時ノ職員ハ實ニ六百有餘人ノ多數ニ上レリ今右ノ所謂臨時ノ事務ニ付檢討スルニ必ズシモ總テ臨時的ノ事務ノミニハ非ザルが如シ或ハ嘗テ臨時的性質ヲ有シタル事務ニシテ既ニ恒久化シタルモノアリ或ハ又設置ノ當初ヨリ恒久的ナル事務ナキニ非ズ思フニ臨時職員ハ商工部内ノ定員ノ不足ヲ補フモノニシテ恰モ官制定員以外ニ定員アルノ觀ヲ呈シ宜シク之ニ整理ヲ加フルノ要

アリ右勅令ノ根本的整理ハ假ニ之ヲ他日ニ讓ルトスルモ今回ノ如キ商工省官制ノ全面的改正ニ當リテハ之ニ改正ヲ加フルニ非ザレバ商工部内ニ於ケル事務ノ運行ニ支障ヲ來スコトナキヤヲ虞ル何トナレバ此ノ勅令ニ依レバ特定ノ事務ヲ處理セシムル爲メ特定ノ部局ニ臨時職員ヲ置クト云ヒ其ノ職務ニ應ジ職員ノ勤務スベキ部局ヲ特定シタリ而シテ此等ノ部局ハ今回商工省官制ノ改正ニ依リ廢止セララルルが故ニ從前其ノ部局ニ

配置セラレタル臨時職員ハ商工部内ノ何處ニ落着クコトト爲ルカ何レニモセヨ商工省官制ノ改正ニ伴ヒ右ノ勅令ハ之ヲ整理スルヲ要スト思料スルモ政府ノ御所見如何尚臨時職員設置制ハ陸軍海軍兩省ヲ除キ他ノ各省ノ職員ニ關シ之ヲ存シ本官ノ調査ニ依レバ同制ニ依リ設置セラレタル職員ハ約六千人ニ上リ法制上及財政上ヨリ見テ甚ダ遺憾トスベキガ故ニ是非適當ニ整理ヲ要スト思料ス政府ノ御所見如何

十一番(八田)

商工部内臨時職員設置制ニ依リ相當範圍ノ事項ニ互リ相當人數ノ職員が設置セラレアルハ御指摘ノ通りナリ其ノ事項ノ中ニハ繼續期間ノ短キモノアリ又長キモノアリ何レモ臨時ノ性質ヲ有シ之が經費ハ豫算中臨時費ニ計上セラレタルヲ以テ之ニ照應シ特別ニ本制ヲ設ケ臨時職員ト爲シタルナリ今次事變發生以來商工省ノ事務ハ多岐多端ニ互リ其ノ臨時的ナル事務ヲ處理スル爲メ右ノ職制ニ新ニ職員ノ設置セラレタ

ルモノ多シ此等ノ職員ニ付テハ克ク之ヲ檢
討シ其ノ整理スベキモノハ整理シタシト考
フ
尚臨時職員設置制ハ別箇ノ手續ニ依リ之ヲ
改正シ現ニ商工省ノ内外各部局ニ存在スル
臨時職員ハ新官制ニ依ル商工省ノ内外各部
局ノ臨時職員トシテ存續セシメントス而シ
テ本來ノ職員ト臨時職員トノ間ニ事務ノ處
理上圓滑ヲ缺クコトナシト信ズ
二十番(金子) 政府諸公ニ伺ヒタキコトアリ

第一ニ商工省官制改正ノ理由ハ其ノ機構ヲ
時局ニ照應セシメント云フ其ノ
理由ヲ以テセバ政府全體ニ付改革ヲ試ムル
ノ要アリト思料スルモ政府ハ商工省ノミノ
改革ニ止メ之ヲ他ニ及ボサザル御意向ナル
カ
第二ニ現行官制ニ依ル商工省ノ職員ト改正
官制ニ依ル其ノ職員トノ定員ノ變化ハ何程
ナルカ
第三ニ事變前ニ於ケル陸海軍所管工場ノ勞

機密院

働者及民間工場ノ労働者ノ賃銀ハ平均何圓
程ナリシカ又事變發生後ニ於ケル其等賃銀
ノ昂騰ハ何程ナルカ
第四ニ陸海軍所管及民間ノ工場ノ労働者ノ
賃銀ハ總テ現金ヲ以テ支拂フカ其ノ一部ヲ
差引キテ貯金トスルカ
以上ノ諸點ニ付御答辯ヲ得タシ
五番(平沼) 菅原顧問官ノ一般ニ互ル事項ニ付
御答スベシ臨時職員ハ各省ニ互リ存在シ何
レモ性質上臨時的ノモノナルガ間々其ノ存

置期間ノ永續セルモノアルベシ然レドモ事
態ノ變化ニ依リ臨時ノ性質ヲ失ヘルモノア
ラバ精々之ヲ整理スル積ナリ
次ニ金子顧問官ノ御質問ハ商工省官制ノ改
正ニ止マラズ一般行政機構ノ改革ニ付テハ
如何ニ考フルカトノコトナリ商工省ハ時局
ニ對應シテ其ノ機構ノ改革ヲ爲スノ最モ急
要ナルヲ認メタルヲ以テ先ヅ之ヲ行ハント
スルモノナルガ他ノ方面ニ付テモ調査ヲ進
メ其ノ改革ヲ必要トスルモノヨリ順次實行

編 密 院

シタシト考フ他ノ御質問ノ點ニ付テハ主務大臣ヲシテ答辯セシムベシ
十一番(八思) 金子顧問官ヨリノ御質問ノ諸點ニ付御答スベシ第一ニ官制ノ改正ニ伴フ職員ノ増減ニ付テハ商工省全体ヲ通ジ現在ノ機構ニ於テハ九百三十人ナルガ新機構ノ下ニ於テハ九百六十五人トナリ僅ニ三十五人ノ増員ナリ其ノ内譯ハ奏任官二百六十一人が二百八十一人ト爲リテ二十人ノ増員判任官六百四十八人が六百六十三人ト爲リテ十

五人ノ増員ナリ次ニ勞働者ノ賃銀ハ商工省關係ノ工場鑛山其ノ他一般工業ニ於テハ著シキ増加ヲ見ズモ特別ノ技能ヲ有スル者ニシテ高額ノ賃銀ヲ取得スル者例ヘバ工作機械ノ製造ニ従事スル勞働者ニシテ一日十圓乃至十五圓ノ收入ヲ得ル者ノ如キナキニ非ザレドモ其ノ數ハ僅少ナリ一般ニ熟練工ト唱ヘラルル者ノ賃銀ハ一日三圓乃至五圓程度ナリ少年工ノ賃銀例ヘバ小學校卒業後初步ノ工場員トシテノ仕事ニ従事セルモノ

ニ付テハ六箇月程度ノ期間經過後ニ於テモ
一日一圓二十錢乃至一圓五十錢ノ程度ヲ超
ユルモノナシ全體ヲ通觀スルニ勞銀ハ必ズ
シモ高額ニ上ラズ尚商工省關係ニ於テハ大
藏省ト協調ノ上各會社従業員ノ貯金ヲ極力
獎勵シツツアリ

十四番(廣瀬) 厚生省關係ノ勞働賃銀ニ關スル
調査モ大體商工大臣ノ説明ト同様ナリ唯軍
需關係ノ工場鑛山等ニ付テ言ハバ機械工場
等ニ於ケル勞働賃銀ノ平均額ハ昭和十二年

相
密
院

一月ニ於テ二圓五十錢ナリシガ同十三年一
月ニハ二圓六七十錢同十四年一月ニハ二圓
八十錢ト爲レリ勞働者ノ個々ニ付其ノ賃銀
ヲ觀レバ相當ニ高額ニ上レルモノモアレド
モ未經験工ノ増加シタル結果平均賃銀ハ必
ズシモ高額ナラザルナリ金屬品製造業ニ付
之ヲ檢スレバ昭和十二年一月二圓八十錢同
十三年一月二圓九十五錢同十四年一月三圓
餘ニシテ比較的高騰ノ傾向ニ在リ以上ハ大
體ノ趨勢ニシテ中ニハ賃銀ノ相當高額ニ上

レル者アリテ此等ニ付テハ大ニ自肅自戒セ
シメ貯蓄ヲ獎勵シ其ノ成績相當見ルベキモ
ノアリ今後尚一段ノ注意ヲ拂ヒタシ
二十番(金子) 唯今總理大臣ノ御答辯ニ依レバ
商工省ノ改革ハ最モ必要ナルガ故ニ之ヲ先
ニシ他ノ改革ニ付テハ必要ニ應ジテ之ヲ行
ハントストノコトナリ近時官廳ノ職員ハ益
々増加スルモ依然トシテ能率ノ上ラザルハ
事實ニシテ本官ハ政府機構ノ改革論者ノ一
人タルナリ

相續
密
防

貯蓄ニ付キテハ政府ハ大ニ御盡力ノ趣ナル
ガ事變ニ基因シ賃銀ノ増嵩シタル方面ニ對
シテハ政府ニ於テ貯蓄ノ強制ヲ命令シ賃銀
ヲ支拂フニ際シ其ノ一部ヲ天引シテ貯蓄セ
シムルヲ可トスベシ凡テ政府ノ爲ス所ハ抽
象ニ失シ國民ノ實生活ニ即セザルモノアリ
例ヘバ曩ノ地方長官會議ニ於テ政府ノ諮問
シタル事項及地方長官ノ之ニ對スル答申ハ
何レモ抽象的ニシテ農村ノ實體ニ觸ルル所
ナシ本官ハ試ミニ三浦郡ノ三町一村ノ田植

區
密
完

相 密 院
相 密 院

狀況ヲ調査セシメタルニ未ダ田植ノ準備ナ
キ田畑十二町八反アリ全國ニ於ケル狀況推
シテ知ルベキナリ而シテ右ノ田畑ニ付其ノ
所有主ヲ調べレバ何レモ賃銀收入ヲ得ンガ
爲メ時局産業ノ労働者ニ轉ジタルモノニシ
テ之ヲ放置スルニ於テハ農民ハ多ク工場ニ
趨リ爲メニ田畑ハ荒廢シ收穫ハ減少シ農民
ハ所得ヲ浪費シテ贅澤ニ慣ルルニ至ルベシ
政府ハ宜シク農村ノ情況ヲ實檢シ國民生活
ノ實情ニ適シタル政治ヲ爲スベク留意セラ

レタシ理論ノ政治ニ墮シ人民ノ實生活ニ即
セザル政治ハ不可ナリ
以上ヲ述ベテ内閣諸公ノ御參考ニ供ス
五番^(平沼) 唯今金子顧問官ヨリ深ク國家ヲ憂
ヒ政府ニ御注意アリタルハ感謝スル所ナリ
各大臣ハ御注意ノ點ニ付常ニ留意シ徒ニ學
究的ニ墮セズ殊ニ農林大臣ノ如キ自ラ農村
ヲ視察シ労働力ノ不足對策肥料ノ配給等ノ
諸問題ニ付實情ヲ基礎トシ畫策ヲ回ラシツ
ツアリ御注意ハ感謝スル所ナルガ茲ニ本官

區 密 院

樹
密
院

ヨリ右ノ事實ヲ陳述ス

議長(近衛) 他ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ

省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ

起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(近衛) 全會一致可決セラレタリ

本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

午前十一時三十七分閉會

議長公爵近衛文麿

書記官長村上恭一

書記官

堀江季雄

高辻正巳

鑛産局

鐵鋼局

化學局

機械局

纖維局

監理局

第三條 總務局ニ於テハ物資ノ生産及

配給ノ綜合計畫ノ設定其ノ他重要商
工政策ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌
ル

第四條 鑛産局ニ於テハ他ノ主管ニ屬
スルモノヲ除クノ外鑛物及金屬ニ關
スル事務ヲ掌ル

第五條 鐵鋼局ニ於テハ鐵鑛及鐵鋼ニ

關スル事務ヲ掌ル

第六條 化學局ニ於テハ他ノ主管ニ屬

スルモノヲ除クノ外化學工業品其ノ

他工業品ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 機械局ニ於テハ機械竝ニ度量

衡及計量ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 纖維局ニ於テハ纖維工業品ニ

關スル事務ヲ掌ル

第九條 監理局ニ於テハ保險ニ關スル

事務及他ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク

ノ外商事ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 商工省ニ地質調査所ヲ置キ地

質調査ニ關スル事務ヲ掌ラシム

地質調査所長ハ商工技師ヲ以テ之ニ

充ツ

第十一條 商工省ニ中央度量衡檢定所
ヲ置キ度量衡器及計量器ノ檢定比較
檢査及試験ニ關スル事務ヲ掌ラシム
商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度
量衡檢定所ノ支所ヲ設ケ中央度量衡
檢定所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ

得

中央度量衡檢定所長ハ商工技師支所
長ハ商工技師又ハ商工技手ヲ以テ之
ニ充ツ

商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度
量衡檢定所ノ出張所又ハ中央度量衡
檢定所支所ノ出張所ヲ設クルコトヲ

得

第十二條 商工書記官ハ專任十二人ヲ以テ定員トス

第十三條 商工省ニ商工事務官專任二十一人及商工理事官專任五人ヲ置ク
商工事務官及商工理事官ハ奏任トス
上官ノ命ヲ承ケ商工省ノ事務ヲ掌ル

第十四條 商工省ニ統計官專任二人ヲ置ク

統計官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ商工統計ヲ掌ル

第十五條 商工省ニ保險事務官專任五人ヲ置ク

保險事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承

ケ保險ニ關スル事務ヲ掌ル

第十六條 商工省ニ度量衡事務官專任
一人ヲ置ク

度量衡事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ
承ケ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ掌
ル

第十七條 商工省ニ工業組合事務官專

任二人ヲ置ク

工業組合事務官ハ奏任トス上官ノ命
ヲ承ケ工業組合ニ關スル事務ヲ掌ル

第十八條 商工省ニ商工技師專任五十
四人ヲ置ク

商工技師ハ奏任トス但シ内三人以内
ヲ勅任ト爲スコトヲ得

商工技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌
ル

第十九條 商工屬ハ專任百二十三人ヲ
以テ定員トス

第二十條 商工省ニ統計官補專任八人
ヲ置ク

統計官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承

ケ商工統計ニ従事ス

第二十一條 商工省ニ保險事務官補專
任十一人ヲ置ク

保險事務官補ハ判任トス上官ノ指揮
ヲ承ケ保險ニ關スル事務ニ従事ス

第二十二條 商工省ニ商工技手專任百
五十六人ヲ置ク

商工技手ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承
ケ技術ニ従事ス

第二十三條 商工省ニ鑛務監督官及鑛
務監督官補ヲ置ク

鑛務監督官ハ商工書記官商工事務官
又ハ商工技師ヲ以テ、鑛務監督官補ハ
商工屬又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

鑛務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鑛業警
察鑛山ニ於ケル勞働衛生ヲ除クニ關
スル事務ヲ掌ル

鑛務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鑛
業警察鑛山ニ於ケル勞働衛生ヲ除ク
ニ關スル事務ニ従事ス

第二十四條 商工省ニ取引所監督官及

取引所監督官補ヲ置ク

取引所監督官ハ商工書記官、商工事務官又ハ商工技師ヲ以テ、取引所監督官補ハ商工屬又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

取引所監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ取引所法施行ニ關スル事務ヲ掌ル

取引所監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ取引所法施行ニ關スル事務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十七條ノ規定ハ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

臨時物資調整局官制ハ之ヲ廢止ス

昭和十四年六月三十日迄ハ第十九條ノ
規定ニ拘ラズ商工屬ハ專任百十三人ヲ
以テ定員トス

本令施行ノ際現ニ臨時物資調整局屬ニ
シテ休職中ノ者別ニ辭令ヲ發セラレザ
ルトキハ休職ノ儘商工屬ニ同俸給ヲ以
テ任ゼラレタルモノトス

勅令第 號

第一條 中小商工業ノ統制及助長物資
需給調整ニ伴フ産業ノ維持及轉換其
ノ他中小商工業ノ振興ニ關スル事務
ヲ掌ラシムル爲臨時商工省ニ振興部
ヲ置ク

第二條 商工省ニ臨時左ノ職員ヲ置キ

振興部ニ屬セシム

部長

一人

勅任

書記官

專任二人

事務官

專任十五人

理事官

專任二人

技師

專任五人

屬

專任三十三人

技手

專任十二人

振ニ

第三條 商工省ニ振興部參與ヲ置キ部

務ニ參與セシム

振興部參與ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ

關係各廳勅任官又ハ學識經驗アル者

ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタ

ル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ
事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解
任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 部長ハ商工大臣ノ命ヲ承ケ部
務ヲ掌理ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

振三

昭和十三年勅令第六百五十一號ハ之ヲ
廢止ス

昭和十四年六月三十日迄ハ第二條ノ規
定ニ拘ラズ屬ハ專任二十九人ヲ以テ定
員トス

勅令第 號

物價局官制

第一條 物價局ハ商工大臣ノ管理ニ屬

シ物價統制ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 物價局ニ長官ヲ置ク

長官ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 物價局ニ左ノ職員ヲ置ク

次長

一人

勅任

事務官

專任十二人

奏任

内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

物價事務官

專任七人

奏任

技師

專任二人

奏任

屬

專任二十五人

判任

技手

專任四人

判任

第四條 前條ノ職員ノ外商工大臣ノ奏

請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内

閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第五條 物價局ニ參與ヲ置キ局務ニ參

與セシム

參與ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各

廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命

ズ

第六條 長官ハ局務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第七條 次長ハ長官ヲ佐ケ局務ヲ掌理ス

第八條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第九條 物價事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ物價ノ調査及取締ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十二條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技
術ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

工業組合事務官ハ三年以上地方産業職
員制ニ依ル奏任官待遇ノ職ニ在リテ工
業組合ニ關スル事務ニ従事シタル者ノ
中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ
之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

商工省物資調整官ハ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ任用セララルル者ニハ高等官官等俸給令第四條ノ規定ヲ適用

セズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

價一

勅令第 號

昭和十三年勅令第五百四十八號中左ノ

通改正ス

「商工省物價事務官」ヲ「物價局物價事務官」

ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス